

資料

令和2年12月15日開催
第9回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第1号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について ----- 1～2

○条例の一部改正

議案第2号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について ----- 3～4

○協定の変更

議案第5号 定住自立圏形成協定の変更について ----- 5～12

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、これまで都道府県及び市を対象としていた公費による選挙費用の負担制度を町村にも同様に拡大することができることとされたため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（趣旨）

本条例の制定の趣旨について規定

第2条（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

選挙運動用自動車を公費負担で使用できる範囲について規定

第3条（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

選挙運動用自動車の使用の有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定

第4条（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

選挙運動用自動車の使用の契約類型ごとの公費負担額と一般乗用旅客自動車運送事業者等への支払手続について規定

※公費負担額については、施行令で定める基準と同じ

第5条（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

前条各号の規定に基づく契約がいずれも締結されている場合、候補者が指定するいずれか一方の契約のみが締結されているものとみなすことを規定

第6条（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

選挙運動用ビラを公費負担で作成できる旨を規定

第7条（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

選挙運動用ビラの作成の有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定

第8条（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

選挙運動用ビラの公費負担額とビラ作成業者への支払手続について規定

※公費負担額については、施行令で定める基準と同じ

第9条（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

選挙運動用ポスターを公費負担で作成できる旨を規定

第10条（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

選挙運動用ポスターの作成の有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定

第11条（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

選挙運動用ポスターの公費負担額とポスター作成業者への支払手続について規定

※公費負担額については、施行令で定める基準と同じ

第12条（委任）

条例の施行に関し必要な事項について、選挙管理委員会が定めることについて規定

附 則

条例を施行する期日について規定

3 施行期日

公布の日から施行する。

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特殊勤務手当に関する人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義規定が改められたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の定義規定について、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「政令」という。）に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）」に改める。

3 改正による変更点等

改正前の条例では、「新型コロナウイルス感染症の定義」を「政令に規定するもの」と規定しているが、当該政令は、今後改正がない限り令和3年2月6日をもって効力を失うこととなっている。

このため令和3年2月7日以降は、職員が新型コロナウイルス感染症に係る緊急措置的業務に従事しても、特殊勤務手当（防疫等業務手当）を支給することが不可能となる。

今回の人事院規則の改正に倣い、本条例に規定する「新型コロナウイルス感染症の定義」を改正することによって、令和3年2月7日以降も特殊勤務手当（防疫等業務手当）を支給することが可能となる。

4 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第25条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当)</p> <p>2 第11条第1項に規定するもののほか、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として防疫等業務手当を支給する。</p> <p>3 【略】</p>	<p>第1条～第25条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当)</p> <p>2 第11条第1項に規定するもののほか、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u> から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として防疫等業務手当を支給する。</p> <p>3 【略】</p>

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
別表第1（第3条関係） ア 医療 【略】 イ 福祉			別表第1（第3条関係） ア 医療 【略】 イ 福祉		
子育て支援体制の充実	取組の内容	<u>仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。</u>			
	甲の役割	<u>圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。</u>			
	乙の役割	<u>こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。</u>			
無料法律相談事業	取組の内容	<u>圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けすることができる体制を整備する。</u>			

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。			
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。			
成年後見制度の利用支援体制の充実	【略】	【略】	成年後見制度の利用支援体制の充実	【略】	【略】
手話奉仕員・手話通訳者の養成	【略】	【略】	手話奉仕員・手話通訳者の養成	【略】	【略】
ウ 教育			ウ 教育		
高校・専門学校・大学における自治体連携	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。			
	甲の役割	圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。 生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高			

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
		<p>等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>			
	乙の役割	<p>甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。</p> <p>生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>			
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	【略】	【略】	不登校児童生徒の受入機関の共同利用	【略】	【略】
図書館相互のネットワーク化	【略】	【略】	図書館相互のネットワーク化	【略】	【略】
エ 産業振興					
就業マッチング促進事業	取組の内容	<p>圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提</p>			

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
		供するとともに、高校生等に対し、 <u>地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。</u>			
	甲の役割	<u>旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。</u> <u>甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。</u>			
	乙の役割	<u>旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。</u> <u>乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。</u>			
<u>eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化</u>	取組の内容	<u>圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、</u>			

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
		<p>運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。</p>			
	甲の役割	<p>本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。</p> <p>甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。</p>			
	乙の役割	<p>乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。</p>			
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	<p>魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した</p>			

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	<p>販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。</p>		
甲の役割	<p>一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。</p> <p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。</p> <p>甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>		
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。</p> <p>乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該</p>		

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
		産業振興に係る事業に関する情報を提供する。			
オ その他			エ その他		
防災体制の整備	【略】	【略】	防災体制の整備	【略】	【略】
公共施設の相互利用の促進	取組の内容	公共施設の効率的な利用を図るため、相互利用や利用情報の共有化を促進し、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。			
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、乙と連携して検討を行う。			
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設			

○定住自立圏形成協定 新旧対照表

令和2年12月15日
第9回美瑛町議会定例会資料

新	旧				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 379 389 553"></td> <td data-bbox="389 379 1108 553"> <p>の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の 共有化について、甲と連携して検討 を行う。</p> </td> </tr> </table>		<p>の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の 共有化について、甲と連携して検討 を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 379 1361 553"></td> <td data-bbox="1361 379 2063 553"> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </td> </tr> </table>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の 共有化について、甲と連携して検討 を行う。</p>				
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>				
<p>別表第2～別表第3 【略】</p>	<p>別表第2～別表第3 【略】</p>				